

平成 24 年度文部科学省調達改善計画の自己評価（上半期）

平成 24 年 10 月 31 日
予算監視・効率化チーム**調達改善計画の各取組の自己評価**1. 教育、研究開発等の委託契約の見直し

教育、研究開発等の委託契約のうち、事前審査の対象となった 8 件の契約について、外部有識者を含む審査委員会等において事前審査を行ったことにより、当該事業の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。

なお、審査の結果、指摘事項・改善点はなかった。

2. 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

調達改善計画の各取組を推進するとともに、汎用的な物品等の調達を行う場合には、その必要性を十分に精査し、最小限度の調達数量に限定するなど経費節減に努めた結果、平成 24 年度上半期における備品、消耗品費については、平成 22 年度上半期に比して 0.9 割程度の削減となった。

調達改善計画では、備品、消耗品費について 1 割程度の削減を目標としており、上半期においては概ね順調に進捗していると認められる。

なお、下半期においては、省内に調達改善に関するワーキングチームを設置し、競り下げ方式による調達及び共同調達等の推進方策について検討することとしており、備品、消耗品費以外の印刷製本費などについても積極的に競り下げによる調達を実施するなど、より一層の調達コストの削減に取り組むものとする。

(1) 競り下げの試行

事務用什器、事務用機器、OA 機器、家電の 4 類型で計 4 件（契約金額 3.1 百万円）の競り下げの試行を実施した。

試行を実施した 4 件の契約全体額で、競り下げ開始価格 3,626 千円に対して、最終価格は 3,131 千円となり、494 千円（▲13.6%）の削減となった。

上半期の試行の実施目標件数は 10 件であり、進捗が遅れが認められるが、これは、四半期毎に需要を取りまとめて調達を行うこととしているところ、第 1 四半期分については需要がなかったことから競り下げによる調達が実施できなかったこと等によるものであった。

(2) 共同調達の実施

事務用機器等の 10 類型の調達について、金融庁等との共同調達を実施（調達予定総額約 2.9 億円）しており、計画のとおり進捗していると認められる。

なお、平成 24 年度から新規に共同調達を実施した 3 類型（トナー（リコー、ゼロックス、キャノン））について、23 年度に調達した同等品目と比較したところ、約 616 千円（▲2.1%）の削減となり、共同調達による削減効果が確認された。

3. 随意契約の見直し

競争性のない随意契約については、内部監査において「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）」等に照らして、真にやむを得ないものかどうか事前検証を行うとともに、第 1 四半期に締結した 184 件、7,315,621 千円の契約について外部有識者で構成する物品・役務等契約監視委員会において事後検証を行った。

また、第 1 四半期分の競争性のない随意契約によらざるを得ない理由等を個別案件毎のリストにおいて公表を行った。

以上の取組により、競争性のない随意契約については真にやむを得ない事案に限定されているものと認められる。

4. 一者応札・応募の改善

公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善方策を策定し年度当初に公表を行うとともに、策定した改善方策に基づいて調達手続きがなされているか内部監査において事前検証を行った。

また、第1四半期に締結した契約について物品・役務等契約監視委員会において事後検証を行い、その結果について公表を行った。

以上の取組により、第1四半期に締結した契約の約1割について一者応札・応募の状況が改善され、競争性の確保が図られているものと認められる。

5. その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

① ネットオークションの活用

9月14日に第1回目の不要物品の売り払いとして「応接セット一式」がネットオークションに出品（入札期間：10月12日～15日）されており、ネットオークションが活用されているものと認められる。

② 水道料金支払いの効率化

水道料金の決済業務（文部科学省白山資料保管所）についてクレジットカード会社を公募し、応募があったカード会社と契約を締結していることから、水道料金支払いの効率化に向けた取組がなされているものと認められる。

③ 出張旅費の効率化

旅費業務について、引き続き民間委託を実施するとともに、委託業者の活用やチケットの割引制度及び出張パック商品の利用等について省内に周知を行ったことにより、民間委託の利用率が前年度上半期比で4.3ポイント向上するなど、出張旅費の効率化が推進されているものと認められる。

④ 総合評価落札方式

物品・役務等契約監視委員会において、第1四半期に総合評価落札方式で調達を行った契約について、評価基準及び得点配分方法等の客観性や妥当性について検証を行ったことにより、評価の透明性・公正性・公平性の確保が図られていると認められる。

⑤ 国庫債務負担行為の活用

複数年による契約を行うことに合理性が認められた電子計算機等の借り入れ契約の2件、1,421,484千円（限度額）について、国庫債務負担行為による予算要求が行われており、国庫債務負担行為が活用されていると認められる。

⑥ 調達情報の提供

平成24年度前期調達予定情報を3月にホームページに掲載し、また、平成24年度後期調達予定情報については、8月にホームページに掲載を行っており、適切に調達情報の提供がなされているものと認められる。

調達改善計画の自己評価（平成24年度上半期）

以上のことから、文部科学省調達改善計画の平成24年度上半期の取組全体については、概ね順調に実施されているものと認められる。特に今年度の新たな取り組みとしてネットオークションを活用した不要物品の売り払いを実施したことについて評価するとともに、今後の更なる活用を期待する。

なお、下半期においては、省内に調達改善に関するワーキングチームを設置し、競り下げ方式による調達及び共同調達等の推進方策について検討することとしており、備品、消耗品費以外の印刷製本費などについても積極的に競り下げによる調達を実施するなど、より一層の調達コストの削減に取り組むものとする。

平成24年度文部科学省調達改善計画の上半期自己評価の結果の報告(案)
(評価対象期間:平成24年4月1日~9月30日)

平成24年10月31日
文部科学省

①計画に盛り込まれた事項	②上半期に実施した具体的取組	取組 区分	③左記取組の効果	④目標の達成状況及び左記取組に際し明らかとなった課題等		⑤②~④を踏まえた下半期の対応方針
				目標の達成状況	目標の達成状況	
1. 教育、研究開発等の委託契約の見直し 教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業に含まれる委託契約について、以下のとおり外部有識者を含む審査委員会による事前審査を実施した。	教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業に含まれる委託契約について、以下のとおり外部有識者を含む審査委員会による事前審査を実施した。 一般競争(総合評価) 4件 随意契約(企画競争) 4件	2 (2)	外部有識者を含む審査委員会による事前審査を行うことにより、当該事業の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。 なお、事前審査の結果、指摘事項・改善点はなかった。	—	○	引き続き実施。
2. 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し 汎用的な物品・役務の平成22年度の契約実績は、高額契約 313件 31億円 少額随契 18,937件 20億円 合計 19,250件 51億円 である。これらの汎用的な物品・役務の調達について、定量的な目標を以下のとおり定め、調達改善の取組を実施するものとする。 [数値目標] 備品、消耗品費について、1割程度の削減を目指す。	調達改善計画の各取組を推進するとともに、汎用的な物品等の調達を行う場合には、その必要性を十分に精査し、最小限度の調達数量に限定するなど経費節減に努めた。	4 (6)	平成24年度上半期における備品、消耗品費については、平成22年度上半期に比して0.9割程度削減された。	—	○	下半期においては、省内に調達改善に関するワーキングチームを設置し、競り下げ方式による調達及び共同調達等の推進方針について検討することとしており、備品、消耗品費以外の印刷製本費などについても積極的に競り下げによる調達を実施するなど、より一層の調達コストの削減に取り組むものとする。
(1) 競り下げの試行 競り下げの試行について、対象を4類型から5類型に拡大するとともに、試行の目標件数、金額を以下のとおりとする。 目標件数 20件(汎用的な物品・役務の総件数19,250件の約0.1%) 目標金額 おおよそ800万円から1千万円(汎用的な物品・役務の総額51億円の約0.2%)	事務用什器、事務用機器、OA機器、家電の4類型の調達について以下のとおり競り下げの試行を実施した。 実施件数 4件 契約金額 3.1百万円	4 (1)	試行を実施した4件の契約全体額で、競り下げ開始価格3,626千円から最終価格は3,131.8千円となり、削減額は494.2千円(▲13.6%)となった。	四半期毎に需要を取りまとめて競り下げによる一括調達を行うこととしているが、第1四半期分については需要がなかったことから競り下げによる調達は実施できなかった。 また、試行範囲を拡大することとした1類型(印刷物)については、競り下げの入札公告を行ったものの、特例公債法案の未成立に伴う予算執行抑制方針の閣議決定により調達を延期することとした。	○	下半期においては、省内に調達改善に関するワーキングチームを設置し、競り下げ方式による調達等の推進方針について検討することとしており、備品、消耗品費以外の印刷製本費などについても積極的に競り下げによる調達を実施するなど、より一層の調達コストの削減に取り組むものとする。
①事務用什器(書庫、収納棚、会議用テーブルなど) 年4回実施予定 [200~300万円]	平成24年9月に第1回目の競り下げによる調達を実施(最終価格117万円)。	4 (1)	競り下げ開始価格1,324千円(税抜き)から最終価格は1,174.5千円となり、削減額は149.5千円(▲11.3%)となった。	四半期毎に需要を取りまとめて競り下げによる一括調達を行うこととしているが、第1四半期分については需要がなかったことから上半期の競り下げの試行回数は1回のみであった。	—	第3、第4四半期に省内の調達希望を取りまとめ、引き続き一括調達の競り下げを実施する。
②事務用機器(強力パンチ、テブラ、電動消しゴムなど) 年4回実施予定 [200~300万円]	平成24年9月に第1回目の競り下げによる調達を実施(最終価格64万円)。	4 (1)	競り下げ開始価格814千円(税抜き)から最終価格は640千円となり、削減額は174千円(▲21.4%)となった。	四半期毎に需要を取りまとめて競り下げによる一括調達を行うこととしているが、第1四半期分については需要がなかったことから上半期の競り下げの試行回数は1回のみであった。	—	第3、第4四半期に省内の調達希望を取りまとめ、引き続き一括調達の競り下げを実施する。
③OA機器(ICレコーダー、ICカードリーダーなど) 年4回実施予定 [200~300万円]	平成24年9月に第1回目の競り下げによる調達を実施(最終価格111万円)。	4 (1)	競り下げ開始価格1,227千円(税抜き)から最終価格は1,108千円となり、削減額は119千円(▲9.7%)となった。	四半期毎に需要を取りまとめて競り下げによる一括調達を行うこととしているが、第1四半期分については需要がなかったことから上半期の競り下げの試行回数は1回のみであった。	—	第3、第4四半期に省内の調達希望を取りまとめ、引き続き一括調達の競り下げを実施する。
④家電(液晶テレビ、レコーダー、ポットなど) 年4回実施予定 [100~150万円]	平成24年9月に第1回目の競り下げによる調達を実施(最終価格21万円)。	4 (1)	競り下げ開始価格261千円(税抜き)から最終価格は209.3千円となり、削減額は51.7千円(▲19.81%)となった。	四半期毎に需要を取りまとめて競り下げによる一括調達を行うこととしているが、第1四半期分については需要がなかったことから上半期の競り下げの試行回数は1回のみであった。	—	第3、第4四半期に省内の調達希望を取りまとめ、引き続き一括調達の競り下げを実施する。
⑤印刷物 年4回実施予定 [20~30万円]	未実施(8月31日付けで競り下げによる入札公告を行ったものの、特例公債法案の未成立に伴う予算執行抑制方針の閣議決定により調達を延期)。	4 (1)	—	—	—	印刷物の競り下げによる調達を推進するため、競り下げに必要な手続き期間や履行期間を確保できるような省内に協力要請を行う予定。

①計画に盛り込まれた事項	②上半期に実施した具体的取組	取組 区分	③左記取組の効果	④目標の達成状況及び左記取組に際し明らかとなった課題等	目標の 達成状況	⑤②～④を踏まえた下半期の対応方針
(2)共同調達の実施 共同調達の実施について、対象を7類型から10類型に拡大するとともに、実施の目標金額を総額でおおよそ3億円とする(汎用的な物品・役務の平成22年度調達実績額計51億円の約6%)	対象を7類型から10類型に拡大して共同調達を実施(調達予定金額2.9億円)。	4 (2)	平成24年度から新規に共同調達を実施した3類型(トナー(リコー、ゼロックス、キャノン))については、23年度に調達した同等品目と比較したところ、約616千円(▲2.1%)の減となり、共同調達(スケールメリット)による削減効果がみられた。 また、共同調達を行うことにより調達事務コストの低減が図られた。	平成23年度から引き続き共同調達を実施した契約の一部については、原材料の高騰などの特殊要因により前年度に比してコスト増となった事案もあった。	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。 なお、下半期においては、省内に調達改善に関するワーキングチームを設置し、共同調達等の推進方策について検討することとしている。
①事務用消耗品(フラットファイルなど259品目) [499百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額499百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し2,307千円(10.57%)の増となった。	平成23年度に対し平成24年度は2,307千円(10.57%)の増となった要因については、応札業者にヒアリングを行ったところ、平成23年度の入札金額については納入作業量の見込み違いにより極端な低入札が行われたものであり、前年度と同単価での提供は不可能である旨の説明がなされた。	○	
②OA機器用消耗品(CD-Rなど12品目) [3百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額3百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し68千円(▲3.29%)の減となった。	—	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。
③清掃用消耗品(ゴミ袋など11品目) [2百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額2百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し6千円(▲0.88%)の減となった。	—	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。
④コピー用紙(A3など4品目) [88百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額88百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し4,138千円(11.82%)の増となった。	平成23年度に対し平成24年度は4,138千円(11.82%)の増となった要因については、石炭・重油・木材チップなどの原燃料価格の高騰等の影響によるものである。	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。
⑤ガソリン(バイオガソリンなど2品目) [15百万円]	平成24年4月に平成24年度上期分について金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額(上期分)8百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し120千円(3.77%)の増となった。	平成23年度に対し平成24年度は120千円(3.77%)の増となった要因については、原油価格の高騰等の影響によるものである。 なお、原油価格の状況によりガソリンの店頭価格が乱高下するため、一年間の単価契約は販売店側のリスクが大きく、入札金額が高止まりする可能性があることなどから今年度から上期、下期の2回に分けて入札を実施することとした。	○	下期分について引き続き共同調達を行う予定。
⑥配送 [12百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額12百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において共同調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し720千円(▲5.88%)の減となった。	—	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。
⑦速記 [49百万円]	平成24年4月に金融庁等との共同調達を実施した(調達予定金額49百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において共同調達を行った項目の単価について比較したところ増減はなかった。	—	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。
⑧トナー(リコー)(IPSIOTトナーなど71品目) [67百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額67百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度に調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し67千円(▲0.35%)の減となった。	—	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。
⑨トナー(ゼロックス)(トナーカートリッジなど18品目) [9百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額9百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度に調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し552千円(▲6.99%)の減となった。	—	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。
⑩トナー(キャノン)(インクカートリッジなど26品目) [6百万円]	平成24年4月に金融庁、会計検査院等との共同調達を実施した(調達予定金額6百万円)。	4 (2)	平成23年度及び平成24年度の両年度において調達を行った同等製品について比較したところ、前年度に対し3千円(1.08%)の増となった。	—	○	上半期において年間分の共同調達を実施済み。

①計画に盛り込まれた事項	②上半期に実施した具体的取組	取組 区分	③左記取組の効果	④目標の達成状況及び左記取組に際し明らかとなった課題等	目標の 達成状況	⑤②～④を踏まえた下半期の対 応方針
3. 随意契約の見直し 競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。検証は、内部監査において事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。	競争性のない随意契約については、内部監査において、「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、真にやむを得ないものかどうか事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において第1四半期に締結した184件、7,315,621千円の契約について事後検証を行った。 また、第1四半期分の競争性のない随意契約に係る個別案件毎のリストを作成し公表した。	(2) 2 (4)	競争性のない随意契約については、内部監査による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うことにより、真に競争性のない随意契約によらざるを得ない事案に限定された。 また、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由等を個別案件毎のリストにおいて公表することにより契約の透明性の確保が図られた。	—	○	引き続き、内部監査による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うとともに、四半期毎に個別案件毎のリストの公表を行う。
上記個別案件毎のリストを作成し、四半期毎に結果を公表するものとする。						
4. 一者応札・応募の改善 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善方を策定するとともに、その結果の検証を行う。検証は、内部監査において事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。	公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善方を策定し年度当初に公表を行った。 また、策定した改善方策に基づいて調達手続きがなされているか内部監査において事前検証を行うとともに、第1四半期に締結した契約について契約監視委員会等において事後検証を行い、結果を公表した。	(2) 3 (4)	一者応札・応募の改善方策に基づいて調達を行ったこと等により、第1四半期に締結した契約の約1割について一者応札・応募の状況が改善され、競争性の確保が図られた。	公告期間の長期化や公告周知方法の工夫等により一部改善が図られたものの、事業内容の特殊性や専門的な知見・ノウハウを要する事業などについては直ちには改善できない契約もあった。	○	引き続き、内部監査による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うとともに、四半期毎に個別案件毎のリストの公表を行う。
上記個別案件毎のリストを作成し、改善方策を年度当初に公表するとともに、四半期毎に結果を公表するものとする。						
5. その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組 ①ネットオークションの活用	第1回目の不要物品の売り払いとして9月14日に「応接セット一式」をネットオークションに出品した(入札期間:10月12日～15日)。	5 (6)	複数者の参加申し込みがあったことから、不要物品の売り払いについてネットオークションの活用余地があることが確認できた。	文部科学省として初の試みであり、今後も引き続き実施することにより、実績を増やしていく必要がある。	○	第2回目として10月23日から「傘立て1台」他4品をネットオークションに出品しており、その後も不要物品の売り払いを行う場合には、原則としてネットオークションを活用することとする。
②水道料金の支払いの効率化	水道料金の決済業務(文部科学省白山資料保管所)についてクレジットカード会社を公募し、応募があったカード会社と契約を締結した。また、併せて東京都水道局へカード決済の申請を実施した。	5 (1)	東京都水道局によるカード決済の完了後は水道料金の支払事務が効率化される。	現在、文部科学省の施設において水道料金のクレジット支払が活用できるのは、文部科学省白山資料保管所のみであり、活用範囲が限定的である。	○	実施済み。
③出張旅費の効率化	旅費業務について、民間委託及びチケットの割引制度や出張バック商品等の利用、旅費支給事務の迅速化を省内に周知した。	5 (7)	航空券等チケットの手配について民間委託の利用率が前年度上半期比で4.3ポイント向上した。	—	○	引き続き実施。
④総合評価落札方式	物品・役務等契約監視委員会において、第1四半期に総合評価落札方式で調達を行った契約について、評価基準、得点配分方法等の客観性や妥当性について検証を行った。	5 (2)	総合評価落札方式における評価の透明性・公正性・公平性の確保が図られた。	—	○	引き続き実施。
⑤国庫債務負担行為の活用	複数年による契約を行うことに合理性が認められた電子計算機等の借入れ契約の2件、1,421,484千円(限度額)について、国庫債務負担行為による予算要求を行った。	5 (3)	国庫債務負担行為により予算措置がなされれば複数年契約が可能となり調達事務コストの低減が図られる。	—	○	実施済み。
⑥調達情報の提供	平成24年度前期調達予定情報を3月にホームページに掲載した。また、7月に前期契約予定情報に係る内容の更新を行った。 平成24年度後期調達予定情報については、8月にホームページに掲載した。 契約情報の公表については、契約情報の公表を徹底するため、6月にあらためて調達機関に周知を行った。	5 (4)	新規参入希望者へのサービスの向上及び契約に係る透明性の確保等が図られた。	—	○	引き続き実施。
6. 調達改善計画の推進体制 (1)推進体制の整備 適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学副大臣をチームリーダーとする文部科学省予算監視・効率化チームが本計画を決定し、取組の総括を行う。チームには外部有識者として弁護士及び公認会計士が2名参画するものとする。	予算監視・効率化チームに外部有識者として弁護士及び公認会計士が2名参画し、チームにおいて本計画を決定するとともに取組を総括した。	6 (2)	—	—	○	引き続き実施。
本計画の実務の推進をチームにおかれた予算監視・効率化推進グループ(本計画において「グループ」という。)が行う。	予算監視・効率化推進グループにおいて本計画の実務を推進した。	6 (1)	—	—	○	引き続き実施。

①計画に盛り込まれた事項	②上半期に実施した具体的取組	取組 区分	③左記取組の効果	④目標の達成状況及び左記取組に際し明らかとなった課題等		⑤②～④を踏まえた下半期の対応方針
				目標の達成状況	目標の達成状況	
(2)外部有識者の活用 ①予算監視・効率化チーム 予算監視効率化チームには、外部有識者として弁護士及び公認会計士が2名参画する。	予算監視・効率化チームには外部有識者として弁護士及び公認会計士が2名参画した。	6 (3)	—	—	○	引き続き実施。
②契約監視委員会等 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会(弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名)又は物品・役務等契約監視委員会(弁護士1名、公認会計士1名、大学教授3名)(本計画において「契約監視委員会等」という。)が事後検証を行う。	随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、外部有識者からなる入札監視委員会又は物品・役務等契約監視委員会において事後検証を行った。	6 (3)	随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等が図られた。	—	○	引き続き実施。
(3)内部監査の活用 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、内部監査において事前検証を行う。	今年度の会計監査計画において、随意契約の見直し等調達改善計画に盛り込んだ取組内容を重点項目として、内部監査(会計書面監査)を実施した。	6 (5)	競争性のない随意契約については、会計書面監査による事前検証により、真に競争性のない随意契約によらざるを得ない事案に限定された。 また、一者応札・応募の改善方策に基づいて調達がなされているか会計書面監査を行ったこと等により、第1四半期に締結した契約の約1割について一者応札・応募の状況が改善された。	一者応札・応募については、公告期間の長期化や公告周知方法の工夫等により一部改善が図られたものの、事業内容の特殊性や専門的な知見・ノウハウを要する事業などについては直ちには改善できない契約もあった。	○	引き続き、会計書面監査による事前検証を行うとともに、来年1月～2月に実施予定の会計実地監査でも検証を行う予定。
(4)チーム会合等 チームは、予算執行計画に定めるところにより、原則として四半期毎に会合を開催し、本計画に基づく取組のフォローアップ等を行う。 また、外部有識者からなる契約監視委員会等は、原則として四半期毎に会合を開催し、本計画に基づく事後検証を行う。	チームは、第1四半期における本計画に基づく取組のフォローアップ等を行った。 また、契約監視委員会等については、第1四半期の事後検証を実施した。	6 (2)	—	—	○	引き続き実施。
7. 進捗把握・管理等 調達担当課は、月別の進捗状況を四半期毎にグループに報告。 グループは、上記報告について、計画との比較により分析を行う。 また、随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等については、内部監査組織並びに契約監視委員会等による検証を受けるものとする。 内部監査組織と契約監視委員会等は、上記の検証を行うにあたっては連携を図るものとする。 グループは、上記報告どおりに実施されていないと判断した場合、内部監査組織又は契約監視委員会等から指摘事項等があった場合は、調達担当課に対し注意喚起や改善要請を行う。	第1四半期の進捗状況をグループに報告し、グループは、計画との比較による分析を実施した。 また、随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等について、事前検証として内部監査及び事後検証として第1四半期の契約について契約監視委員会等において検証を行った。	6 (4)	随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等が図られた。	—	○	引き続き実施。
8. 自己評価の実施 1)時期 本計画の自己評価は、上半期(4月～9月)終了後及び年度終了後にそれぞれ2)及び3)に定めるところにより行う。 2)上半期(4月～9月)終了後の自己評価の方法 ①グループは、概ね10月末までに、上半期(4月～9月)における取組実績(目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果)について取りまとめ、チームに報告する。 ②チームは、上記報告内容をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から評価する。 ③チームは、調達改善状況を確認し、計画どおりに実施されていないと判断した場合は原因を把握し、関係局課に改善を指示する。	—	6 (4)	—	—	○	—

①計画に盛り込まれた事項	②上半期に実施した具体的取組	取組 区分	③左記取組の効果	④目標の達成状況及び左記取組 に際し明らかとなった課題等		⑤②～④を踏まえた下半期の対 応方針
				目標の 達成状況		
<p>③)年度終了後の自己評価の方法</p> <p>①グループは、概ね翌年度7月未までに、当該年度における取組実績(目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果)について取りまとめ、チームに報告する。</p> <p>②チームは、上記報告内容をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から評価する。</p> <p>③チームは、調達の改善状況を確認し、計画どおりに実施されていないと判断した場合は原因を把握し、関係局課に改善を指示する。</p>	—	6 (4)	—	—	○	—
<p>4)自己評価結果の公表</p> <p>本計画の取組状況の自己評価は、別に定める平成24年度文部科学省予算執行計画に定めるところにより公表する。</p>	—	6 (5)	—	—	○	上半期の取組実績等について、文部科学省予算執行計画に定めるところにより公表を行う予定。
<p>8. 人事評価への反映及び人材育成</p> <p>業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業務目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。</p> <p>また、調達の専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修の更なる充実を図る。</p>	平成24年5月から6月にかけて、調達手続等を含めた会計事務研修を実施した。	7 (2)	予算の執行を担う職責の重要性を認識し、効率化やコストを意識して業務に取り組むことができるよう理解が図られた。	—	○	引き続き実施。
<p>9. その他</p> <p>1)取組状況等の公表</p> <p>本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。</p>	第1四半期における調達改善計画の取組状況を文部科学省ホームページで公表した。	4 (4)	文部科学省ホームページにおいて調達改善計画の取組状況を公表することにより改善の進捗状況の周知が図られた。	—	○	引き続き実施。
<p>2)計画の見直し</p> <p>本計画については、指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。</p>						
<p>3)その他</p> <p>本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームのチームリーダーが別に定める。</p>						

民間有識者等の指摘事項等
(評価対象期間:平成24年4月1日～9月30日)

会議等名称:文部科学省予算監視・効率化チーム

開催日時:平成24年7月31日(火)

民間有識者等の指摘事項等	指摘事項等に対する対応等
○平成24年度文部科学省調達改善計画に係る第1四半期取組実績について、進捗等の報告を行った。	特段の指摘事項等はなかった。

会議等名称:物品・役務等契約監視委員会

開催日時:平成24年9月4日(火)

民間有識者等の指摘事項等	指摘事項等に対する対応等
○平成24年度調達改善計画における第1四半期に締結した契約について、公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件及び競争性のない随意契約について、調達改善計画に掲げる観点から確認した。	特段の指摘事項等はなかった。

調達改善計画に盛り込まれた事項に係る取組区分

- 1 重点的に調達改善を図る分野での取組
- 2 随意契約の見直し
 - (1) 競争性のある方式への移行(契約内容等案件ごとの見直し)
 - (2) 外部有識者等による審査強化
 - (3) 価格交渉の実施等
 - (4) その他(契約情報の公表等)
- 3 一者応札の見直し
 - (1) 発注条件等見直し
 - (2) 競争参加者の確保(公告期間、説明会等)
 - (3) その他
- 4 庁費類の調達の見直し
 - (1) 競り下げの試行
 - (2) 共同調達、一括調達
 - (3) 仕様書、契約形態、発注方法の見直し
 - (4) 競争性の確保(調達情報提供等)
 - (5) 調達の必要性・数量の見直し
 - (6) その他
- 5 その他公共サービス改革プログラムで提言された取組
 - (1) カード決済の導入
 - (2) 総合評価落札方式・競争的対話方式の活用
 - (3) 国庫債務負担行為の活用
 - (4) 契約情報の公開推進等
 - (5) 少額契約の情報公表等
 - (6) 新たな歳入確保策(ネットオークション、バナー広告等)
 - (7) 旅費事務の効率化
 - (8) その他
- 6 評価・検証の体制
 - (1) 事務方の推進体制
 - (2) 予算監視・効率化チームに係る取組
 - (3) 入札監視委員会等の外部有識者の役割
 - (4) 進捗把握、評価・検証の実施
 - (5) その他
- 7 人事評価、人材育成、民間の知見・経験の活用等
 - (1) 人事評価制度の活用
 - (2) 人材の育成
 - (3) 外部有識者、民間専門家の知見・経験の活用
 - (4) その他
- 8 その他の好事例(積極的評価事項)